



子育て支援や省エネなど

支援策を活用して

今こそ、より豊かな暮らしのための住まいを

子育て支援や省エネの推進などを目的として、様々な住宅取得支援策が打ち出されています。新たに住宅を取得する際だけでなく、リフォームを応援する支援策も充実しており、より豊かな暮らしのための住まいを実現するチャンスが到来しています。主な住宅取得支援策を紹介していきます。



支援策

1

## 住宅ローン減税

子育て世帯・若者夫婦世帯の借入限度額は最大5,000万円

住宅ローン減税は、年末のローン残高の0.7%を所得税から控除する制度です。最長13年にわたり控除が行われ、控除しきれない分を1年あたり9.75万円まで翌年の住民税からも控除します。

子育て世帯・若者夫婦世帯が2024年に新築住宅に入居する場合、認定長期優良住宅と認定低炭素住宅の借入限度額が5,000万円、ZEH

水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円となります。その他の住宅（新築）は控除対象になりません。

その他の世帯については、2024年から認定長期優良住宅と認定低炭素住宅の借入限度額が4,500万円、ZEH水準省エネ住宅は3,500万円、省エネ基準適合住宅は3,000万円となります。

表1 住宅ローン減税の概要（新築住宅・買取再販）

		入居年	2023(令和5)年	2024(令和6)年
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	子育て世帯・若者夫婦世帯 ※1 : 5,000万円 その他の世帯 : 4,500万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	子育て世帯・若者夫婦世帯 ※1 : 4,500万円 その他の世帯 : 3,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	子育て世帯・若者夫婦世帯 ※1 : 4,000万円 その他の世帯 : 3,000万円
		その他の住宅 ※2	3,000万円	0円 (2023(令和5)年までに新築の建築確認: 2,000万円)
控除期間	新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は令和6年以降の入居の場合、10年)		
控除率		0.7%		
所得要件		2,000万円		
床面積要件		50㎡(2024年までに建築確認を受けた新築住宅:40㎡ 所得要件:1,000万円)		

※1 「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

※2 省エネ基準に満たない買取再販住宅は、借入限度額2,000万円、控除期間10年として適用  
なお、既存住宅は2024年も現行制度が継続

支援策

2

住宅取得等資金の贈与  
最大1,000万円まで非課税

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度は、父母や祖父母などの直系尊属から贈与を受けた場合、贈与税が非課税になるものです。良質な住宅で1,000万円、その他の住宅であれば500万円が非課税となります。

新築住宅では良質な住宅は、以下の①～③のいずれかを満たすものになります。

- ①断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上
- ②耐震等級2以上または免震建築物
- ③高齢者等配慮対策等級3以上

床面積50㎡以上の住宅が対象ですが、合計所得金額が1,000万円以下の受贈者の場合は、40㎡以上50㎡未満の住宅も対象になります。

表2 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について

贈与を受けた日	良質な住宅	その他の住宅
2024年1月～2026年12月	1,000万円	500万円

## 省エネ性能などに優れた新築住宅に最大100万円の補助



子育てエコホーム支援事業は、18歳未満の子どもを有している子育て世帯または夫婦いずれかが39歳以下の若者夫婦世帯による省エネ性能などに優れた新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修などを支援するものです。長期優良住宅であれば1戸当たり100万円、ZEH水準省エネ住宅なら80万円の補助が受けられます。

長期優良住宅は、住宅を長く大切に使うために国が定めた性能基準をクリアした住宅です。  
ZEH水準省エネ住宅は断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上の住宅です。

表3 子育てエコホーム支援事業の補助対象（子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築）

対象住宅	補助額
長期優良住宅	100万円/戸
ZEH水準省エネ住宅	80万円/戸



2次元コードはこちら

※その他にも補助対象の要件等があります。  
詳細は国土交通省のホームページに掲載されている「子育てエコホーム支援事業の説明資料」([https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000243.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000243.html))をご確認ください。

## 高断熱窓や高効率給湯器の設置に補助 子育てエコホーム支援事業との併用も可能

子育てエコホーム支援事業では、省エネ改修なども補助が受けられます。省エネ改修と同時に実施する子育て対応改修なども補助対象です。子育て世帯・若者夫婦世帯であれば、1戸当たり30万円を上限に補助が受けられます。また、長期優良住宅リフォームを行う場合の上限は45万円になります。さらに既存住宅を購入し省エネ改修などを実施する場合、補助の上限は60万円に引き上げられます。子育て世帯・若者夫婦世帯以外が行う省エネ改修なども補助対象になります。1戸当たりの上限は20万円で、長期優良住宅リフォームを

行う場合であれば上限は30万円になります。省エネ改修については、子育てエコホーム支援事業以外にも、高断熱窓の設置に補助を行う先進的窓リノベ2024事業や、高効率給湯器の設置を支援する給湯省エネ2024事業・賃貸集合給湯省エネ2024事業などがあります。子育てエコホーム支援事業とこれらの補助制度は併用することが可能で、上手に利用することでより充実した支援を受けることができます。

表4 省エネリフォームなどの補助制度

	工事内容	補助対象	補助額
省エネ改修	1) 高断熱窓の設置 先進的窓リノベ2024事業	高性能の断熱窓	上限200万円/戸
	2) 給湯器 高効率給湯器の設置 給湯省エネ2024事業	高効率給湯器 (a)ヒートポンプ給湯機 (b)ハイブリッド給湯機 (c)家庭用燃料電池	(a)10万円 (b)13万 (c)20万円
		既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替 賃貸集合給湯省エネ2024事業	エコジョーズ/エコフィール* *従来型給湯器からの取替に限る *補助対象は賃貸集合住宅に設置する場合に限る
3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事 子育てエコホーム支援事業	開口部・躯体等の一定の断熱改修、 エコ住宅設備(節湯水栓、高断熱浴槽等)の設置	上限20万円/戸~60万円/戸	
その他のリフォーム工事 (1)~(3)のいずれかの工事を行った場合に限る		住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、 空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	

図1 子育てエコホーム支援事業の参考スケジュール（予定）

	住宅の新築（戸建て住宅の場合）				住宅のリフォーム		
	2023(令和5)年 11月2日	2024(令和6)年 3月下旬	2024(令和6)年 12月31日	2025(令和7)年 7月31日	2023(令和5)年 11月2日	2024(令和6)年 3月下旬	2024(令和6)年 12月31日
契約	契約時期を問わない						
工事	基礎工事より後の工程の工事への着手が2023(令和5)年11月2日以降				リフォーム工事への着手が2023(令和5)年11月2日以降、 交付申請までに完成		
交付申請	事業者登録後かつ一定の出来高完了後 (予算上限に達するまで) (遅くとも2024(令和6)年12月31日まで)				事業者登録後かつ工事完了後 (予算上限に達するまで) (遅くとも2024(令和6)年12月31日まで)		
完了報告	引渡・入居後かつ2025(令和7)年7月31日まで						

※新築、リフォームともに、交付申請の前に予約申請を行って予算確保が可能。予約申請は、着工(遅くとも2024(令和6)年11月30日まで)

住宅取得・リフォーム支援策に関する詳しい情報は住宅・リフォーム会社の担当者にお問い合わせください  
また、支援策の交付申請は、予算の執行状況により予定より前に受付終了となる場合があります。